

須賀川市教育委員会教育長交際費の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市政公開の原則に基づき、教育長交際費の支出に係る情報の公表に関し、必要な事項を定め、行政運営の一層の透明性を図り、市民の教育行政に対する理解と信頼を深めるものとする。

(公表する事項)

第2条 教育長交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出先・内容等
- (4) 支出金額

3 前項の規定にかかわらず、教育長が教育長交際費の支出において、相手方に特別の配慮が必要と認めた場合は、個人名等の公表をしないものとする。

(分類)

第3条 前条に規定する支出区分は、須賀川市教育委員会教育長交際費支出基準の支出区分によるものとする。

(公表の時期及び方法)

第4条 教育長交際費の支出に係る情報は、別記様式により、月毎に区分整理するものとし、当該月分の教育長交際費の公表については、翌月の5日までに、須賀川市教育委員会教育総務課総務係備付けの須賀川市教育委員会教育長交際費支出簿及び市のホームページの教育長交際費執行状況欄に更新掲載し、公表するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。